

一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 施 設 処 理 水 分 析 結 果

[令和 7 年度]

○水質検査の実施状況と措置（年 1 回以上測定）[規則第 4 条の 5 の 2 第 4 号ニ及びホ]

採 取 場 所	処 理 水	基 準 値 (廃 掃 法 技 術 上 の 基 準) (1 リ ッ ト ル あ た り)	
採 取 日	令 和 7 年 9 月 9 日		
分 析 結 果 が 得 ら れ た 日	令 和 7 年 10 月 6 日		
天 候	曇		
気 温	24.8		
水 温	25.0		
アルキル水銀化合物	mg/L	ND (< 0.0005)	*1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005	未満
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	未満
鉛及びその化合物	mg/L	0.001	未満
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）	mg/L	0.1	未満
六価クロム化合物	mg/L	0.005	未満
砒素及びその化合物	mg/L	0.01	未満
シアン化合物	mg/L	0.1	未満
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/L	0.0005	未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	未満
ジクロロメタン	mg/L	0.02	未満
四塩化炭素	mg/L	0.002	未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02	未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03	未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	未満
チウラム	mg/L	0.006	未満
シマジン	mg/L	0.003	未満
チオベンカルブ	mg/L	0.02	未満
ベンゼン	mg/L	0.01	未満
セレン及びその化合物	mg/L	0.01	未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	未満
ほう素及びその化合物	mg/L	0.02	未満
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.08	未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.5	未満
水素イオン濃度（水素指数 pH）		6.9	(21.0)
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	0.5	
化学的酸素要求量（CODMn）	mg/L	3.6	
浮遊物質（SS）	mg/L	1	未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	0.5	未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	0.5	未満
フェノール類含有量	mg/L	0.1	未満
銅含有量	mg/L	0.01	未満
亜鉛含有量	mg/L	0.01	
溶解性鉄含有量	mg/L	0.3	未満
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.1	未満
クロム含有量	mg/L	0.005	未満
大腸菌群数	個/cm ³	5	
窒素含有量	mg/L	1.3	
炭含有量	mg/L	0.05	未満
異 常 の 有 無		な し	
講 じ た 措 置 の 内 容		-	

未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

*1 NDは不検出を示し、（ ）内の数値は定量下限値を示す。

*2 「検出されないこと」とは、第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

*3 「日間平均」による排水基準値は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。